◎ 利用料金の目安　　ショートステイ3割負担

《ユニット型個室》

【3割負担の場合】

介護度1　（単位/円）

段階	基本単位	サービス提供	看Ⅰ	看Ⅱ	夜Ⅳ	機能訓練	計（1日）	処遇含（1日）	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
1段階	2,088	66	12	24	60	36	2,286	2,574	300	820	3,694
2段階	2,088	66	12	24	60	36	2,286	2,574	600	820	3,994
3段階①	2,088	66	12	24	60	36	2,286	2,574	1,000	1,310	4,884
3段階②	2,088	66	12	24	60	36	2,286	2,574	1,300	1,310	5,184
4段階	2,088	66	12	24	60	36	2,286	2,574	1,445	2,006	6,025

介護度2　（単位/円）

段階	基本単位	サービス提供	看Ⅰ	看Ⅱ	夜Ⅳ	機能訓練	計（1日）	処遇含（1日）	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
1段階	2,292	66	12	24	60	36	2,490	2,804	300	820	3,924
2段階	2,292	66	12	24	60	36	2,490	2,804	600	820	4,224
3段階①	2,292	66	12	24	60	36	2,490	2,804	1,000	1,310	5,114
3段階②	2,292	66	12	24	60	36	2,490	2,804	1,300	1,310	5,414
4段階	2,292	66	12	24	60	36	2,490	2,804	1,445	2,006	6,255

介護度3　（単位/円）

段階	基本単位	サービス提供	看Ⅰ	看Ⅱ	夜Ⅳ	機能訓練	計（1日）	処遇含（1日）	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
1段階	2,514	66	12	24	60	36	2,712	3,054	300	820	4,174
2段階	2,514	66	12	24	60	36	2,712	3,054	600	820	4,474
3段階①	2,514	66	12	24	60	36	2,712	3,054	1,000	1,310	5,364
3段階②	2,514	66	12	24	60	36	2,712	3,054	1,300	1,310	5,664
4段階	2,514	66	12	24	60	36	2,712	3,054	1,445	2,006	6,505

介護度4　（単位/円）

段階	基本単位	サービス提供	看Ⅰ	看Ⅱ	夜Ⅳ	機能訓練	計（1日）	処遇含（1日）	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
1段階	2,724	66	12	24	60	36	2,922	3,290	300	820	4,410
2段階	2,724	66	12	24	60	36	2,922	3,290	600	820	4,710
3段階①	2,724	66	12	24	60	36	2,922	3,290	1,000	1,310	5,600
3段階②	2,724	66	12	24	60	36	2,922	3,290	1,300	1,310	5,900
4段階	2,724	66	12	24	60	36	2,922	3,290	1,445	2,006	6,741

介護度5　（単位/円）

段階	基本単位	サービス提供	看Ⅰ	看Ⅱ	夜Ⅳ	機能訓練	計（1日）	処遇含（1日）	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
1段階	2,928	66	12	24	60	36	3,126	3,520	300	820	4,640
2段階	2,928	66	12	24	60	36	3,126	3,520	600	820	4,940
3段階①	2,928	66	12	24	60	36	3,126	3,520	1,000	1,310	5,830
3段階②	2,928	66	12	24	60	36	3,126	3,520	1,300	1,310	6,130
4段階	2,928	66	12	24	60	36	3,126	3,520	1,445	2,006	6,971

※送迎加算　552単位（片道につき）

※理美容代　1，500円（1回につき）自費

加算項目

項目	単位数
サービス提供体制加算Ⅰ１	６６単位
看護体制加算（Ⅰ）	１２単位
看護体制加算（Ⅱ）	２４単位
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	６０単位
個別機能訓練加算	３６単位
処遇改善加算Ⅰ	介護サービス×日数×8.3%
特定処遇改善加算Ⅰ	介護サービス×日数×2.7%
ベースアップ等支援加算	介護サービス×日数×1.6%

所得段階の概要

第１段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方。 かつ預貯金が単身1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方。
第２段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。 かつ預貯金が単身650万円以下、夫婦で1,650万以下の方。
第３段階①	・非課税年金収入額の合計が年間80万円超、120万円以下の方。 かつ預貯金が単身550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方。
第３段階②	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と 課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が　年間120万円以上の方。 かつ預貯金が単身500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方。
第４段階	・上記以外の方